

仙台市環境影響評価審査会 議事録（要旨）

■日 時 平成21年7月3日(金) 午後13時30分～15時00分  
 ■場 所 一番町仮庁舎 10階 環境局大会議室  
 ■出席委員 江成委員 風間委員 苦瀬委員 境田委員 武山委員 鶴見委員  
 永幡委員 溝田委員 宮原委員 安井委員 山本委員 横山委員  
 ■欠席委員 平吹委員 持田委員  
 ■事務局 小林環境部長 小林環境都市推進課長 石井環境対策課長  
 佐藤地球温暖化対策係長（環境企画課長代理）  
 （環境都市推進課環境調整係）

■事業者	仙台市立病院
事務局	【次第1 開会】 ・ 審査会成立報告
事務局	【次第2 資料確認】 ・ 資料確認 ・ 資料2により泉パークタウン第6期計画に対する答申報告。
	【次第3 審議】  《公開・非公開の確認》 原則公開。ただし、個人のプライバシー及び希少な動植物の生息場所に関する事項があれば非公開とする。  →（各委員了承）  《署名委員の確認》 議事録署名委員 山本委員に依頼  →（山本委員了承）
江成会長	それでは審議に入ります。 今回は、市立病院移転新築事業の方法書に関する第2回の審議になります。前回指摘した事項などについてご議論いただき、次回第3回目の審査会で答申案の審議をしたいと考えております。 なお、前回ご指摘いただかなかった点についても、ご指摘の必要な事項については併せてご審議いただきたいと思います。
事務局	それでは市立病院移転新築事業の方法書について事務局から説明をお願いします。
事業者	（資料差替の説明及び「方法書に係る意見概要書等送付書」が意見書0件で提出された旨報告） （資料1-1から1-6について説明）

江成会長	<p>それでは、ただいまの説明につきまして、委員の皆さんからご意見・ご質問をお願いします。</p>
永幡委員	<p>騒音の評価の件ですが、仙台市環境影響評価技術指針マニュアルの P125 に「騒音予測は、将来における騒音レベル又は事業により発生する騒音のレベルを予測するにすぎない。影響を評価するためには、何に対する騒音影響を評価しようとしているのかを明らかにする必要がある。人の一般的な生活環境への影響か、病院その他特に静穏を要する場への影響か、猛禽類への影響か、家畜への影響かなど、何に対する影響かによって、問題となる騒音レベルが異なってくる。」と明記されています。環境影響評価で最もなくてはいけないのは周辺に住む人に対する周辺への影響だと言うのは事実かもしれませんが、技術マニュアルで病院とかそういうようなところは、静穏を要する場で、そのときの影響はきちんと考えなさい、と書いてあるので、単に地域として C 類型だから C 類型のところで評価すればいい、というものではなくて、病院で生活する人にとって、良好な環境がちゃんと保たれてるのか自体を評価する必要がある、これが少なくとも仙台市が推奨しているやり方なんではないかと思いますが、いかがでしょうか。</p>
事業者	<p>ご指摘のとおり、環境影響評価は、今回は大規模建築物ですから、それに伴う発生交通量等々に伴う、騒音・振動または大気質等への影響を近接する住民の方々、住居を対象にすることになるかと思えます。室内につきましては、建築学会等の設計基準に基づいて、これから設計の内部で検討していくことになろうかと思えますので、今回、環境影響評価の中では、建物のそのものへの影響までは入れておりません。</p>
永幡委員	<p>過去に審議した土地区画整理事業のときでも、自分たちが造るところの土地利用の計画に関して、騒音がうるさくなりそうなところは、道路の関係で、そこはやはり土地利用を変える、とかということを実際にやってきています。そのような過去の背景を考えるのなら、やはりここも、病院の室内を対象としたときにどうなるのか、というのが影響評価されなければならないものだと思いますし、その上で、もちろん外に対する影響としてそれぞれの類型を満たしているということの評価することは、必要だと思いますが、それだけで終わることはやはり問題で、自分たちが建物を設計することで、十分に満たすことが出来るから、大丈夫である、というところまでやるべきだと思います。</p>
事業者	<p>今年度、設計作業に入りますが、当院につきましては、設計の中で、この環境基準を満たすような形で行いたいと考えているところです。</p>
江成会長	<p>アセスの段階で出来ない、というのはなぜですか。</p>
事業者	<p>アセスの段階で当然出来るとは思いますが、そこは設計の中で満足していくような形で取り組んでいきたいという考えがありました。</p>

<p>事務局（環境調整係長）</p>	<p>事務局の方からも若干補足させていただきたいと思います。</p> <p>今、先生の方から、前々回までご審議いただいていた土地区画整理事業の事例がございましたが、今回、似ているようで厳密には違うのは、保全の対象になる病院そのものの建設事業だということところが、異なる点であると思います。</p> <p>前回の土地区画整理事業のときは、土地利用は区画整理である程度決めますが、建物自体は誰がどの様に造るか、まったく保証が出来ない中での影響評価であった、ということがあります。今回はむしろ、事業そのものが保全対象になるものを造る、というところがございますので、やり方として、環境影響評価というニュアンスになるのかどうか、よくわからないのですが、ひとつの考え方はこの場所がどういう騒音の状況なのかというのを明らかにする、というように意味はもしかしたらあるのかもしれないのですが、結局はその病院を造るときに騒音に耐えられる建物にしてしまえばいい、事業そのものの、正に設計の話になってきますので、それをこのアセスメントの中で数値的なもので明らかにすべき話なのか、設計の中でそれなりに基準を満たすように造るのであるから、むしろそれよりは、外部への影響というところを明らかにするということところに主眼を置くべきなのか、ということなのかと思います。もちろん影響を出していけないというものではないと思うのですが、そこまでの必要性が本当にあるのか。設計をする上で、そういうデータが必要になってくるとは思いますが、それをアセスメントの中で果たして明らかにしなければならないのかどうか、という疑問なのではないかな、と事務局としては思いました。</p> <p>さらに補足しますと、マニュアルの場合、結局、なにか事業をやることによって影響を受けるものに対して、それぞれ、何を守ろうとして評価をするのかというのを明らかにしなさい、ということです。今回はこの守るべきもの、そのものを造る、という点で、少しニュアンスが違います。そもそもアセスメントは事業実施による他への影響というのが前提になりますので、自分自身への影響というのは、当然のごとく、それを考慮した上で事業が行われる、という前提に立っていると思うので、マニュアルで言っているような病院への影響というのをそのまま当てはめるとするのは今回は違うのかな、病院そのものの建設事業だということところに留意しなくてはいけないのではないかな、と思います。</p>
<p>江成会長</p>	<p>確かにそうなのだろうと思いますが、ちょっと別の見方をしますと、病院を建設することによって、たとえば交通環境が変化する。そのことが、病院にどのような影響を与えるか、という視点で、それもアセスの一種だという、捕らえ方も出来なくはないと思います。</p> <p>手法として、技術的にはそんなに難しいことではない、という気がするのですが。</p>

永幡委員	<p>何を基準に見るのかという、ただ視点の問題だけだと思います。</p> <p>おそらく、前回の会議のときに安井先生もおっしゃっていましたが、病院建築をしたらおそらく中は、窓さえ開けなければ、十分保てるだろうというのはわかった上で発言しています。何を一番言いたいのかという、何を守るのかというのをはっきりさせた上で、評価しろと書いてあるのにもかかわらず、単に場所が C 類型だから C だというふうに言い切ることの危険性を考えて欲しいと。病院というのは、まさに自分たちが造るから、自分たちじゃないか、という考え方も出来るかもしれないけれども、市民が来る場所なんです。市民の場所なんです。なので、市民を守るという観点からすれば、自分たちが造るというよりはやはり、外の人に来て、その人たちがどう生活するかという視点になるんです。その上で最低限、例えば建築するときどのぐらいの遮音のものを作らないかぎりまずい、という言い方で言うことも出来るわけだし、正当に評価してその場所に造ることで外にも影響がないし、もちろん中でそうやって生活する人にも影響が無い、それをはっきりさせることが大事だと思います。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>問題をまず分けて考えたいと思いますが、先ほど病院側の説明では、まず守る対象を周辺と見た場合、土地利用が商業地域ということで設定されている訳ですから、それは C 類型ということで妥当と考えたい、というのがまず一点あります。これについては異論ありませんか。</p>
永幡委員 事務局（環境調整係長）	<p>はい。</p> <p>ただ、もし病院の中についての影響を考えるのであれば、それは C 類型という訳には行かないのではないかと、そういうご指摘と捕らえてよろしいですか。</p> <p>そうしますと、先ほどの事業者の回答は、病院の中への影響は、当然設計で考慮するのだから、影響を予測評価するところまでは考えてない、というスタンスでお答えをしているわけです。それに対してやはり影響を明らかにして、むしろそれを設計に反映させるべきではないか、という趣旨のご意見ということでよろしいでしょうか。</p>
事業者	<p>この条例の解釈でございますが、手前どもも少しわからないところがありますが、解釈といたしまして、この環境影響評価条例の趣旨というのは、外的なものを守るというようなことを想定しておりますことから、新病院の建設・稼働などによる周辺環境への影響を評価していく、ということで考えております。</p> <p>入院患者さん・外来患者さんという方々は普通の人より守る必要があり、C 類型よりもさらに守る基準が高いと考えておりますので、設計の段階でそういったことを想定していく、ということをお考えしております。</p>

江成会長	<p>条例の基本はそういうことでもいいけれども、アセスの今後の方向を考えると、そういう条例のスタンスよりも踏み込むかもしれないけれど、そういう見方でアセスそのものも考えてもいいのではないかと、そういうご指摘だろうと思います。</p> <p>もちろん設計の段階で、当然そういうことは考慮されてというふうを考えているのでしょから、結論的にはそんなに変わらない、ということになると思いますが、アセスというものの考え方、やり方が、現状からはちょっと踏み出すかもしれないけれども、そういう視点があってもいいのではないかとということだろうと思います。今後のアセスの方向ということを見ると、やはりそういうことはあつてしかるべきだな、というふうにも思います。</p> <p>それでどっちが先かというふうなことになるわけですが、病院が出来ればさつき申し上げたように、周辺環境が変わってくる。その周辺環境が、病院という建物にどういうふうな影響を与えるのかという、そういったことは当然出てくる問題だろうと思います。</p>
安井委員	<p>今おっしゃっているのは、例えば、病院を造って、その空調機とかそれからボイラーとかの音が入院患者さんにどのように影響するか、とかというようなことですか。</p>
永幡委員	<p>もちろんそれもありますが、あの場所はそもそも、線路などもあつて、複合的に考えるときに騒音レベルがそれなりに高いものになると思われま。</p>
安井委員	<p>音だけではなく振動も。</p>
永幡委員	<p>もちろんです。</p> <p>たぶん、前回（安井）先生もおっしゃっていたように、建築とかで、防げる問題だとは思いますが。</p>
安井委員	<p>建築の性能とかで、対応するしかない。かなと。</p>
永幡委員	<p>最終的にはできると思うんですけど。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>事務局のほうから、折衷案を提案させていただきます。</p> <p>この前の区画整理のときも、結局、問題になった街区の外から受ける影響は、事業特性の説明の中で、こういうチェックをした結果、ここはなるべく住宅を避けましょう、という話を述べて、評価そのものは、先ほど先生がおっしゃったように、事業そのものが外部に与える影響という部分で実施する、そのようなつくり方で、準備書・評価書ともまとめました。</p> <p>今回の話も、そういう意味では評価そのものは事業が外界に与えるインパクトに対して行い、事業の特性・事業の計画の中身を環境影響評価の図書の中で説明する中で、どこまでその辺を表現できるか、というところかと思ひます。そんな感じでいかがでしょうか。</p>

江成会長	<p>それでは、そういったニュアンス、大きな意味では方向性を、少し表現していただく、事業者の方も当然そういったことは考えておられるんでしょうから、その辺の考え方を表現するという、方向で行きましょう。</p>
山本委員	<p>廃棄物の中で有害な物質のところですが、簡略化項目というのは、何を簡略化して、何を上げるといった内容としてこれになっているのでしょうか。</p>
事業者	<p>基本的にはですね、医療器械・器具などは強制的に管理できるので、予測評価まですべきではないと思うのですが、それは文章にちゃんと明記しています。たとえば注射器の針だとかのことです。</p>
山本委員	<p>病院の場合は、特に感染性の物質、注射器などもそうですが、その他にも手術とかいろんな時に使ったものは、ほとんどすべて生物学的な感染性物質として、その中に入ります。同時に、やはり様々な薬物も使いますので、わざわざここにどうして簡略化ということになったのか、と思ひまして、それでお聞きしたわけです。簡略化する必要はないのではないかと思います。一般的な扱いとしてチェックをかけてみられた方がいいと思います。通常の有害化学物質として指定されているような物質も結構病院内では使われています。</p>
江成会長	<p>簡略化ではなく、ということですね。</p>
事業者	<p>こちらについては、有害物質の使用については大気質や水質も入っていますけれども、基本的に強制管理なので、きちんと管理しますというスタンスだったものですから、簡略化項目といたしました。</p> <p>基本的にはここは、表現する際には関連法規に基づいて適正に管理するという旨を記載しますので、簡略化とは書いていますけれど、やることはしっかりやります、ということですので、よろしくお願ひしたいと思います。</p>
江成会長	<p>簡略化項目と配慮項目というその辺のイメージが一致していない可能性もあるので、選定項目、簡略化項目で、何がどう違って、どういう基準で選定が違ふのか、そういうことを、簡単に結構ですので、説明いただけますか。</p>
事務局（環境調整係長）	<p>アセスメントの場合の簡略化項目というのは、決してそのものを軽く扱う、という話ではなくて、あくまでも予測評価をやっていく上で、しっかりと前提を組み立ててやるのか、すこし簡略にやるのかというニュアンスです。</p> <p>要は、有害物質に関しましては、取扱いについて法律などで、かなり厳しい規制をしておりますので、当然のごとく、遵守されるべきものである。</p> <p>似たもので建設なんかは産廃とかもあるとは思いますが、結局そういうものって言うのは、法に則ってやるのが当然のことであって、そういう意味で予測も容易にできてしまいます。法に則って行われるという前提に立てば、大きな違いや問題は出てこない、という意味で簡略化項目というような形でアセス上は取り扱われるということです。</p>

山本委員	<p>それはわかります。ただ、そういう意味から言ったら、産廃の例もおっしゃいましたけれど、あれも、法に則ってやります。あれもちゃんとみんな、それでも監視してるんです。私ども一般住民がゴミを出すのとはちがって、確実にどれだけの分量どんなものあってという(ことを)。だったらみんな簡略化項目になるのか、っていったら決してそうでもない。予測はきちんとやってもらわなければいけない。けれども、予測したものがどう処理されるかということについては法に基づいてやっている、だから上手くいくだろう、というそういうふうに繋げるのだったらいい。ところが、きちんと法に基づいてやりますから、そんなにきっちりした評価はいらんというような発想はちょっと逆転してないかというつもりで申し上げました。先ほど言いましたように例えば化学物質にしても PRTR 法ですとか、それに付随したさまざまな書類だとかがきっちりしている。だからいいんじゃないか、ということではないかと思えます。そういうことを言えば、フォローアップされるようなシステム、少なくとも形の上では行われているものは、すべて簡略化項目でいいはずになります、けれども、実際必ずしもそうでもないところもあります。</p> <p>とりあえず、アセスと言うのは、影響評価をまずはしよう、ということだと思います。そして細部に関しては、今おっしゃったようなことで解決できますっていうお答えで私はいいかないかと思えますけれども、その辺が混同されているのではないかと思います。検討をお願いします。</p>
事務局（環境部長）	<p>今のご指摘につきましては、ちょっと分けて考えなくてはいけないのは、劇毒物であるとか Hazardous Wastes (有害廃棄物) であるとか、そういったものを例えば、病院の方で焼却施設を持って焼却します、というような場合は、それが別の有毒な物質になって外に出してしまうかも知れない、そういう場合には当然、この中にアセスの項目としてきちっと挙げなければいけない。しかしながら、その処理についてはきちっと産業廃棄物の処理業者のルールとそれから保管であるとか、劇毒物の取締法に基づく保管、使用量の記録をつけておくとか、PRTR 法に基づいてやるとか、そういう手続き管理で、それそのものを病院の中で直接処理する、ということであれば、それは通常法律等に従ってやればよい、ということなので、それがもしも、産業廃棄物のルートから漏れて、許可業者ではない方に行ったとか、あるいは許可業者の最終処分まできちんと確認をしないところに委託したとか、それについてまで、影響評価をする必要はない、という意味で簡略化と表現されている、ということで、これが病院の中で例えば排水処理をするであるとか、焼却されるとかいう場合には当然外部に与える影響は、予測できない、ということなので、アセスメントの項目に入れて、そして評価をしていく、ということになると思えます。現在考えている病院の中で医療廃棄物とか有毒物質等を自ら処理したりする施設があ</p>

<p>事業者</p>	<p>るかどうかによって、ここは変わってくるのではないかという考え方だと思いますが。</p> <p>市立病院につきましては、廃棄物処理法に基づいて適切に処理しております。許可業者の方にすべて委託をして、注射・ガーゼ・脱脂綿等、そういった医療廃棄物を適正に業者に委託して処理を行っております。病院の方でも、処理方法を処理地まで行って確認をしているところでございます。新病院でも、そういったことは当然、委託をして、やっていきたいと考えております。</p>
<p>山本委員</p>	<p>今おっしゃった手続きとしてはそのとおりだと思いますけれども、やはり、それが今のところ100%確実といえない、実際に、漏れたりという可能性もあります。直接それが全部、地域に対する影響として出ている、という、そういう意味合いでなくても、アセスなので、こういうものがこれだけ出る、それでもやっぱりきちんと適切なこういうルートでの処理をするから O.K.だという形の、そういう表現でこのアセスの評価というものをやっていただく方がいいのではないかと思います。ここから先は外の業者にやるから、私どもは沢山そういう可能性のあるものを出すけれども、これはアセスの対象じゃない、建物から一歩外に出たものはアセスの対象ではありません、という話になってしまいます。大気中に出たもの以外は。そういいたいこともわからなくは無いです。それはある意味では、リスクコミュニケーション的なことだろうと思います。そういう意味では、従来の限定的なものから、外れているとお思いになるかもしれませんが、これからの対応を考えますと、是非入れておいていただければ、と思います。それを入れることに関しましては、これの算定はそんなに難しくはないだろうと思います。まあ、従来の排出量に対して、これからの患者の予測がどれぐらいなのかわかりませんが、その単純な計算で、予測ができる。だけでもそれはこういう形で、こういう業者がこういうルートで今までやっていたのを、ちゃんと受け入れてくれる、そのルートも確実である、ということが書かれていると、やっぱりアセスとしては安心して、なるほど市立病院受け入れられますね、という話になるのではないかと思います。</p>
<p>事務局（環境調整係長）</p>	<p>それがまさに簡略化です。それは通常その有害物質というよりは、廃棄物という観点での項目にも関わってくるのかな、とは思いますが、正に量のある程度現状に基づいて、というのが正にそれが簡略化という話かと思いません。</p>
<p>山本委員</p>	<p>廃棄物等の有害物質の使用というところから出てくる項目な訳ですから、有害物質の発生ではなくて、それを使用して、そしてそれを廃棄物として出していく、という形になっていく訳ですから、これは表現のところでも少し工夫をしていただければと思います。</p>

事務局（環境部長）	山本委員のご主張わかりましたので、今後調整させていただきます。おっしゃられているのは有害物質等の廃棄物などが、当然、量がこれだけの入院患者を予測しているのであれば、このぐらい予測されるだろうと、それに対してこの様に適切にやります、ということがきちっと確保されていればいい、ということでございますので、そういう意味では、それこそが簡略化項目です。一つ一つの物質が、どういう廃棄物処理業者に渡すルートで、それから排水処理のルートでというときに、どの様な影響を及ぼすのかというのを全部調べてやるという話とは少し違うということです。
山本委員	実際にはダイレクトな影響はないと思います。保障されていれば。ただ、万一、こういうことがあれば、このルートでそのまま出れば問題となるものを扱っている。その説明は必要だということですね。現実の表現としてどのように表現して下さるかによりけりだと思いますが。
事務局（環境部長）	わかりました。それでは、表現で検討をさせていただくように、調整を図らせていただきたいと思います。
江成会長	それではよろしく申し上げます。
武山委員	方法書 P 6 に、計画建築物の配置図と書いてありますけれども、基本設計は今年度入る、ということで、配置が大きく変わることが基本設計の中でありうるのかどうか、というところを 1 点確認したいのですが。
事業者	配置計画につきましてはあくまでもこれはイメージでございますので、基本設計の段階で、地盤沈下調査も含めて配置は決めていきますので、変わります。
武山委員	手続き的には実際、予測評価とか騒音とか振動とか、出入口とかも決まらないと予測できない分っているのは、基本設計が終わってから行うのでしょうか。
事業者	そのとおりでございます。
武山委員	今日の資料 1 - 1 P 2 の 6 番のところ、地下鉄長町一丁目駅から約 2 5 0 m と書いてあって、方法書 P 2 のところだと 1 0 0 m と書いてあるのですが、ここはどちらが正しいのでしょうか。
事業者	地下鉄長町一丁目駅から、1 0 0 m というのは、事業地端への直線距離です。2 5 0 m は、事業地中心部への沿道距離ですが、どこが入口になるのかもまだ決まっておらず、人通り等を勘案し、計画の中で決めますので、その辺で差があるところです。
武山委員	それでは人の流れを考えたり地下鉄を重視すると建物配置計画も変わってくるのかな、ということですね。

苦瀬委員	ひとつ教えていただきたいのですが。資料1-2の5番のところの枠の中の、口頭でも説明されたし、書いてもあるのですが、医療廃棄物も含め病院の使用により発生する廃棄物は施設そのものからの廃棄物じゃないと理解することなのですか。また、その場合には、アセスの対象にそもそもならない、という話になるのでしょうか。それは他の種類のものも含めて、一般的にそういう解釈なのでしょうか。
事業者	いずれにしろ人の利用で何かしら廃棄物が発生すると考えました。医療行為にしても、来院する方々にしても、すべては人の利用に伴う廃棄物として考えて、一応、すべての廃棄物を算出する予定でございます。ただ、施設の稼働そのものかといわれると、そうではないと判断いたしまして、項目だけの問題だと、こちらとしては思っていますけれども、そういった考え方で5番の表記をさせていただきました。
苦瀬委員	施設の稼働じゃないところで、出てくるということになりますね。
事業者	そうです、人の利用で出てきます。
苦瀬委員	施設の稼働とは別のパートで評価の対象になるのですか、という問いです。
事業者	そうです。
苦瀬委員	それはどこに出てくるのですか。
事業者	例えばP157に廃棄物等の廃棄物の、下から9行目の右から4列目の丸が該当するところになります。
苦瀬委員	そういうことですね。で、今回それは変更になっているのですか。
事業者	本日の資料1-2のP161ですけれども、こちらにつきましても人の利用、ということで、書いてございます。それとP186におきましても、人の居住・利用に伴う廃棄物の発生量ということで、施設の稼働ならびに、というところを削除いたしました。
苦瀬委員	そうだとすると、選定の修正について、とうこと言いますと、今ので意味はやっと分かるのですが、選定しないという話ではなくて、人の利用として選定した、という修正があった、ということの説明が必要なのではないですか、ということです。意味はそういうことですね。
事業者	はい、そうです。
苦瀬委員	別のことですが、概して温暖化とか二酸化炭素とかは、これはやりますという方向へ加えたということでよろしいんですよね、ということの確認と、二酸化炭素及び温室効果ガスと書いてありますが、これは二酸化炭素は温室効果ガスではないという意味で書いてある訳ではないですよ。
事業者	それにつきましては、二酸化炭素については項目に追加いたしますし、麻酔ガスとして笑気ガスを使うものですから。
苦瀬委員	わかりますが、表現を確認して下さいということです。

山本委員	私も付随してお聞きしたいんですが。たしか、こういう病院では感染性のものは、トイレとか、水道とか、排水とか、そういうところからも出るわけですが、その一次処理は病院内ではやらないのですか。その辺は私わからないので教えて欲しいのですが。それによって対応も違ってくるかと思います。
事業者	市立病院は感染症の患者さんを入れる病院としては第二種感染症指定病院といいまして、そこの病棟の排水に関しては別系統にして一次処理をしていたと思います。これは感染症に係る法律で、施設基準が決まっております、当然やらなければいけない、ということになります。
山本委員	そうすると、その処理はまた通常のと違う扱いでルートをとっていくのではなかったかな、と思います。ものによっては、処理の仕方が当然違うのですが、そうすると、それはやっぱり人の居住・利用によって、とだけ言っていいのでしょうか。その後の処理槽のようなものは、施設そのものではないのでしょうか。そこのところをもう少し検討していただいて、次のときの書類に反映させていただければ、と思います。
事業者	準備書の段階で反映しますが、検討した結果を次回審査会の席で提出させていただきます。
江成会長 鶴見委員	お願いします。 建物の設計についてはこれからだ、ということでご説明いただいております。方法書の P6 を見ますと、建物の断面図が出ていますが、非常に高層です。そしてこの側には広瀬川が流れている。川から見ると高い建物に感じると思います。患者さんからすると病室には明るい窓があるというのがいいということもありますでしょうけれども、それがバードストライクを招いてしまう、ということも考えられるので、野生鳥類のことを考えた設計にさせていただくようお願いいたします。
事業者	たしか、前に審査した一番町のビルのとくに、鳥がぶつからないようなガラスを使用するとか、そういう工夫が見られたかと思いますので、そういった点も参考にしながら、設計をしていただければ、と思います。
事業者	35,000m <sup>2</sup> という限られた敷地内での設計の段階で、どうしても上のほうに伸びる部分がございますけれど、ご意見を踏まえて設計の段階で検討していきたいと思います。それから、あすと長町大通りから一定の範囲は高さが45mまで、という地区計画がありますので、そういったことも踏まえて設計の段階では検討していきたいと思います。
江成会長	よろしく申し上げます。 他にはありませんでしょうか。 それでは、この後、追加のご質問などがある場合には、事務局の方にご連絡をいただくという取扱いにしたいと思います。

	<p>本日の審議の内容を踏まえまして、今回は事務局から答申案を提示していただきまして、審議することにしたと思います。</p> <p>では、その間の手続きを事務局からお願いします。</p>
事務局	<p><b>【次第4 事務連絡】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回案件についての質問事項・ご意見は7月10日（金）までに事務局まで</li> <li>・ 次回以降の審査会は8月17日、市立病院の案件について答申案の審議の予定</li> </ul>
事務局	<p><b>【次第5 その他】</b></p> <p>《事務局からご報告》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 江成敬次郎委員 平成21年度地域環境保全功労者表彰環境大臣賞受賞</li> <li>・ 境田清隆委員，平吹喜彦委員 平成21年度永年勤続委員表彰（仙台市市政功労者制度）</li> </ul>
事務局	<p><b>【次第6 閉会】</b></p> <p>《審査会終了》</p>

平成 年 月 日

仙台市環境影響評価審査会会長

氏名

印

仙台市環境影響評価審査会委員

氏名

印